

事務事業名	真岡市セキュリティポリシー遵守運用事業				担当	総務部 情報システム課 行政情報係		
政策名	G	効率的で市民にわかりやすいまちづくり			電話番号	0285-83-8497		
施策名	1	市民本位の窓口サービスの向上			☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠						☒ 単年度繰返（開始年度 平成14 年度～）		
予算科目	1.一般会計	2.総務費	1.総務管理費	1.一般管理費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
事業概要	情報セキュリティポリシーは、本市が所管する情報資産の「機密性」「完全性」及び「可用性」を確保するため、通信ネットワークを介しての様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、組織的かつ計画的に取組むための統一の方針であり、ポリシーを実践するに当たっての基本的な考えと方策を定めている。本市では当ポリシーを平成15年3月1日付けで制定・施行した。 平成20年度に合併に併せ現状のポリシーを見直して、新たにセキュリティポリシーを改訂した。 また平成24年度には、ガイドラインの改正に伴い、災害対応等の追記、組織体制の変更等の一部改正、平成27年度には、社会保障・税番号制度の導入に伴う総務省ガイドラインの改定にあわせて情報セキュリティに関する統一な窓口の設置等の一部改定を行った。							

1. 現状把握の部（1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動）		⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
28年度実績 メールによるウイルス情報の提供、課長会議におけるウイルスパターンファイル更新状況の確認等を実施し、新規採用職員向けと全職員向けの情報セキュリティ研修会を開催した。 また、統一的な窓口としての組織（CSIRT）とインシデントが発生した場合の対応計画の策定を行った。		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 研修会等の開催回数	回	2	2	2	2	3
		イ メール、課長会議等による情報提供の回数	回	45	39	38	41	45
		ウ						
		エ						
		オ						
29年度計画 社会保障・税番号制度の導入に伴い、これまで以上にID・パスワードの厳格な管理・運営を行う。また、情報セキュリティ研修については、階級別の研修を実施する。								
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 本市の所有する情報資産、真岡市職員数		⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 真岡市職員数	人	474	470	467	470	467
		イ ネットワーク接続機器台数	台	651	642	657	665	685
		ウ 各課が保有する個人情報の項目件数	件	1,161	1,071	1,091	1,096	1,100
		エ						
		オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） ・職員に情報セキュリティポリシーの内容を周知し、その取扱いについて適正に処理できるようにする。 ・セキュリティポリシーの内容に、事務処理上で矛盾が生じていないかを定期的にチェックし最適な運用を確保する。		⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 職員がポリシーに従った運用ができている割合	%	100	100	100	100	100
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） ネットワークを安全に利用できる運用体制を整備し、信頼性の高い情報システムを構築する。		⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 市民が市の情報の取扱いについて信頼している割合	%	100	100	100	100	100
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						

(2) 総事業費の推移				単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	0	0	243	243	243
			事業費計 (A)	千円	0	0	243	243	243
	人件費		正規職員従事人数	人	4	4	4	4	4
			延べ業務時間	時間	220	220	220	220	220
			人件費計 (B)	千円	894	929	922	914	914
			トータルコスト(A)+(B)	千円	894	929	1,165	1,157	1,157

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等		
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	本市の情報化を推進するうえで、成文化した情報セキュリティに関する指針が必要となった。	
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	情報通信機器の利用に関するセキュリティ対策については、電子計算組織管理運営要綱（昭和61年8月19日施行）や個人情報保護条例（平成11年3月26日施行）により対応してきた。 その後、住民基本台帳ネットワーク運用に対応した、緊急時対応計画・管理規定（平成14年7月23日施行）を作成した。しかし、従来のままの規定では内容に不備な部分があり、組織として意思統一され、成文化した情報セキュリティポリシーの策定、及びリスク分析による実施手順に沿った適正な運用が必要となった。 また、ネットワークが複雑化・多様化し、外部からの不正侵入やコンピュータウイルス、内部からの情報漏洩に対応するため、精度の高い対策が必要となった。 平成27年度に社会保障・税番号制度が導入され、平成28年1月から順次、個人番号の利用が開始されたことに伴い、更に強靱なネットワークの構築が求められている。	
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	セキュリティポリシーを策定しただけで安心するのではなく、その内容を理解して、指針に沿った運用ができるよう徹底する必要がある。（電算担当者）	

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 成文化したセキュリティ指針により、安全な情報資産管理を行う事は、行政の情報化を推進するために必要な事業である。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 所有する情報資産を、より安全に保護し運用するため、自治体の実情にあわせて策定する指針・手順である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 対策指針の成文化、利用者への運用手順の徹底、リスクの見直し等、情報資産の安全管理についての方策を網羅している。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 現状においては、規程に基づいた手続きを順次実施しており、特に事件・事故等の発生はない。今後においても事件・事故等がないよう、引き続き実施していく。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 庁内の統一した運用指針の維持が困難となり、情報漏洩、コンピュータウイルス感染等を引き起こす可能性が大きい。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 最新のセキュリティ対策の動向を広く周知するため、研修業務を委託しており、削減の余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 各システムごとの実施手順書（緊急時対応計画含む）へのPDCAサイクルの確立等、庁内の統一した情報資産の保護・管理体制を確立するためにはさらなる充実が必要であり、削減の余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 受益者負担はない。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td>／</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>／</td><td>／</td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○	／	低下		／	／
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○	／																				
	低下		／	／																				
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td>／</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>／</td><td>／</td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○	／	低下		／	／
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○	／																				
	低下		／	／																				